

清掃工場における焼却灰の放射性物質測定結果（令和2年8月24日公表）

白石清掃工場の飛灰処理物から放射性ヨウ素 131 が 9.3Bq/kg 検出されていますが、平成 23 年 3 月に国が定めた飲料水等の放射性ヨウ素 131 の暫定規制値 300Bq/kg を下回っており、この規制も平成 24 年 4 月より廃止されております。さらに飛灰は札幌市の最終処分場で埋立処分されるため市民が経口摂取する可能性が極めて低いこと、放射性ヨウ素 131 の半減期が 8 日間であることも考慮すると、今回の測定結果は市民の健康・生活に影響の無いものと考えております。

その他の結果は先の検査同様極めて低いレベルであり、北海道農政部が公表している福島第 1 原子力発電所事故発生前（平成 19～21 年）の札幌市及び江別市における農地土壌等の測定結果※とほぼ同程度の低い数値となっています。

焼却灰の放射性物質測定結果

施設名	測定日	測定対象物	放射性物質測定結果(Bq/kg)	
			放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134 と放射性セシウム 137 の合計
発寒清掃工場	令和 2 年 7 月 27 日	主灰	不検出	不検出
	令和 2 年 7 月 27 日	飛灰処理物	不検出	不検出
駒岡清掃工場	令和 2 年 6 月 25 日	主灰	不検出	不検出
	令和 2 年 6 月 26 日	飛灰処理物	不検出	不検出
白石清掃工場	令和 2 年 6 月 26 日	主灰	不検出	不検出
	令和 2 年 6 月 26 日	飛灰処理物	9.3	不検出

注) 焼却灰のうち主灰は燃えがら、飛灰処理物は排気ガス中のばいじんをろ過式集じん機で捕集し、重金属溶出防止対策を実施した後のものです。

※（平成 19～21 年）の北海道の農地土壌における放射性物質モニタリング結果

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/dojomonitoring230428.pdf>

お問い合わせ先

札幌市環境局環境事業部施設管理課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所本庁舎 13 階

電話番号:011-211-2922

ファクス番号:011-218-5105